



「豊かな創業社会で容易に譲渡できない。しかも、う結論になってしまふ。」

が必要」「貯蓄からベンチャーの場合、事業立ち上げのリスクが高いことから不幸配当が今年から五年間減税となつたが、これとて上場株に限つた話で、ベンチャー企業や中小企業に投資した場合ではない。

一投資の促進を政府がうたつているのに、日本の税制はベンチャー投資を阻止しているとしたか言いがたい。

上場していない株式に出資している個人が、出資先の倒産に遭遇した場合、なぜ個人税務は外国のようにキャピタルロスとして他のキャピタルゲインと相殺できないのか。

投資妨げるベンチャー税制

したら「出資できるほど金持ちなの

にわたり投資先の倒産危険性になさないうで泣き寝入りして当然だ」という制度を放置しておくのは、怠慢としか言いようがない。

個人がベンチャーなど未上場の株式会社に出資して手に入れた株式は、上場株式と異なり、たいがい譲渡制限がついてい

身をさらすことになる。

もし投資先の倒産によって生じた損失が、税務上の損失として他のキャピタルゲインと通算できないのであれば、合理的に考えると、上場株投資に比べ、国民はベンチャー投資や中小企業投資を、避けた方がよいとい

（日本テクノロジープベンチャー

パートナーズ投資事業組合代表